

公務労協2011春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

2008年秋のサブプライム問題に端を発した金融・経済危機以降、新興国の成長にのみ支えられてきた世界経済は、アメリカの過度な金融緩和とドル安誘導により、世界的そして保護主義的な通貨安競争が加速する情勢にある。また、世界経済への影響を無視したアメリカの経済回復とデフレ回避のためのドルの供給量の増加は、あふれる投資マネーが新興国や金融商品市場に流れ込み、あるいは世界的に出遅れ感の強い日本株を押し上げるなど、金融資本主義（カジノ資本主義）によって、実体経済を超えるマネーが富を求めて暴走した結果引き起こされた世界的経済危機に対する反省が何ら活かされることのない、新たな金融バブルを引き起こす危険が懸念される。

一方、ギリシャのパパンドレウ政権が同国の財政赤字の規模を上方修正し、金融市場が動揺してから1年余が経過、通貨ユーロの急落等に伴い、欧州各国は社会保障と公共サービスの切り捨てをはじめとする緊縮財政に転じている。「ギリシャのような財政危機に陥るリスクを誇張」し、福祉国家を返上するかのような歳出削減を提起した英国政府に対し、「巨額の歳出削減は、結果として失業者の増大を招き、経済状況を悪化させる」とノーベル賞経済学者のクリストファー・ピサリデス氏は指摘している。

小泉政権以降継続されてきた構造改革路線により、二極化と格差社会の進行と公共サービスの質の劣化そして地域間の公平性の喪失など公共サービスの基盤が動揺し、2008年秋以降の世界的な金融・経済危機のもとでの実体経済への深刻な影響による地域間、個人間、世代間での極限を超える格差拡大の実態化が是正されていないわが国において、公的年金や医療、介護、生活保護などの社会保障、雇用、少子化対策等、政府の役割が今後さらに重要になる。その意味で、小さな政府への移行が望ましいはずはなく、すでに小さすぎる政府の規模において、現金給付を重視した公共サービスへと転換するため、公共サービスに従事する労働者の雇用と処遇を含めた現物（サービス）給付よりも、主観的「ムダ削減」を優先した政策の具体化が危惧される。

公務労協は、「国民の暮らしや生活に蔓延する「閉塞感」を打破するとともに、日本経済をデフレ循環から脱却させ、活力ある社会への転換、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざす連合の取組み」に結集し、働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現をはかる

こととする。

また、公務公共サービスに従事するすべての労働者をはじめとする勤労者全体の実質生活の維持・確保をめざす。

2. 「ねじれ国会」の再現により混迷化する政治と国政の停滞そして深刻な経済・雇用情勢

9月17日に発足した改造内閣を自ら「有言実行内閣」と命名した菅総理は、第176臨時国会の所信表明演説において、経済成長、財政健全化、社会保障改革、地域主権改革の推進、主体的な外交の展開という五つの課題を提起した。具体的には、経済対策について、経済を回すのは雇用と位置付け、急激な円高・デフレ状況に対する緊急的な対応を「第一段階」、補正予算の編成を「第二段階」、来年度予算編成と税制改正を「第三段階」とする三段構えの対応を提起した。また、財政運営戦略について、2015年度までに基礎的財政収支の赤字を対GDP比で今年度の半分にし、2020年度までに黒字化を達成することを表明した。さらに、臨時国会の運営について、野党にも真摯に説明を尽くし、国会議員が議論を深める「熟議の国会」としていくよう努めることを明らかにした。

しかし、円高と為替介入の限界、尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件をきっかけに緊張した日中関係とビデオ映像の流出、北方領土問題が改めてクローズアップされた日露関係、普天間問題を抱えながらの日米関係、TPP（環太平洋経済連携協定）への対応、閣僚の失言等により内閣支持率は急落、「有言実行」と「熟議」とはまさに逆行した「対立のもとで成果を出せぬ」政治の混迷化を招いた。

OECD（経済協力開発機構）が公表した加盟国のエコノミック・アウトルック（経済見通し）は、日本の実質経済成長率を2010年が対前年比3.7%増、2011年が1.7%増、2012年が1.3%増と予測し、物価が持続的に下落するデフレが当面続くとともに、国内の政策効果の後退を踏まえて、景気回復のペースが鈍化するとの見方を示した。

2010年7—9月期の実質GDP（国内総生産）の速報値は、前期比0.9%増、年率換算で3.9%増の高い伸びとなった。GDPの約6割を占める個人消費は、前期の伸びを上回っているものの、耐久財が前期比11.1%増でエコカー補助金終了前の駆け込み需要が一時的に消費を押し上げる結果となった。しかし、既に消費の反動減が顕著になっているもと、円高による輸出企業の業績悪化による雇用不安が高まっており、所得減と消費減が一層の物価下落を招き、デフレからの脱却をさらに困難なものにしかねない状況にある。

一方、上場企業の2011年3月期の連結経常利益は、新興国市場の需要拡大や合理化により前期比49%増の見込みで、利益水準はリーマン・ショック前の08年3月期の7割弱まで回復することが予想されている。現下及び今後の経済状況を踏まえ、少なくとも非正規を中心とする労働者の雇用安定と処遇改善を通じた内需喚起を促すことが強く求められている。

2010年11月の有効求人倍率は0.57倍で、7ヵ月連続の改善となった。また、同月の完全失業率は前月と同率の5.1%となり、水準は高止まりしている。一方、完全失業者数は前年同月より13万人少ない318万人で、6ヵ月連続で減少している。しかし、2011年春卒業予定者の就職内定率は、大卒で68.8%（12月1日時点）、高卒で57.1%（10月末時点）となり、とくに大卒は「就職氷河期」といわれた03年を下回る調査開始以来最低の水準に至っており、菅政権が掲げる雇用の回復・充実とは逆行した深刻な雇用情勢となっている。

3. 2011年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

政府は、2010年12月24日、「元気な日本復活予算」と題した一般会計総額92.4兆円の2011年度予算案を閣議決定した。予算案の内容は、社会保障関係費が5.3%増となり一般会計歳出総額の3割をはじめて超過、国債費が4.4%増の同じく2割強となったのに対し、文教及び科学振興費、地方交付税交付金等、公共事業関係費、経済協力費等が対前年度減額となり、予算の硬直化が鮮明となった。また、国債発行額が2年連続で税収を超え、地方債などを合計した長期債務の残高は2011年度末には891兆円程度に拡大する見通しである。一方、予算案における国と地方を合わせた公務員人件費の総額は、前年度当初予算比で約4000億円の減となり、2010年度減額分を合わせ、政権交代以降の2年度で約1兆円が削減されている。2011年度予算案は、高齢化をはじめとする構造的要因から歳出が増加を続ける一方で、税収はその半分にも満たない状況が少子化の進展とともにさらに深刻化していくことを改めて明らかにしたものであるといえる。

地方自治体における普通会計の状況は、依然として財政構造の硬直的な状態が続いている。2009年度の都道府県普通会計の決算概要においては、歳入・歳出総額が11年ぶりの増加となったものの、職員給は8年連続の減少となった一方で、生活保護費の増加等により、経常収支比率は過去最も高い95.9%に至った。また、市町村については、国の経済対策の実施等により歳出、歳入総額ともに3年連続で増加しているものの、人件費は10年連続で減少、都道府県と同様に扶助費の増加により、経常収支比率は前年度と同じ91.8%となっている。「三位一体改革」以降なお解消されない自治体間の財政力格差、地域の公共サービス水準の低下、そして生活保護費の急激な増加という深刻な実態の早期是正を含め、民主党を中心とする政権における抜本的な地方税財政制度の拡充が求められている。

「支え合いと活気ある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」として提起されている「新しい公共」の推進について、2010年10月27日に発足した「新しい公共」推進会議における議論が進められている。グローバル化と少子高齢化、市場原理主義、市町村合併等が地域の絆そして共同体の衰退を招いている現状に対して、国民を主役とした相互の連帯により、社会問題を解決するという理念のもとで、「これまで政府

が独占してきた領域を「新しい公共」に開く」とするなど、更なる小さな政府の推進と公共サービスの質の劣化を招くことが懸念される。一方、同会議においては、地域主権の推進と補完性の原理に基づく公共サービスの提供を実現するため、公共サービス基本法を地域・自治体で推進する公共サービス基本条例の制定等の必要が指摘されている。

政府は、2010年12月27日の地域主権戦略会議において、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する」アクション・プランを決定し、翌28日に閣議決定した。具体的には、法整備前においても地方自治体の要望に応じ移譲を進める方針を提起した一方で、新たな広域実施体制の整備のための関連法案を2012年通常国会に提出し、準備期間を経て2014年度中の移譲をめざすこととされた。なお、2010年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱は、「2011年通常国会への法案提出を含め、可能なものから速やかに実施する」ことを基本とした出先機関改革の工程表をアクション・プランに求めている。

2010年11月26日に開催された第14回行政刷新会議において、政府は、これまでの民主党及び政府との協議経過を踏まえ、一方的に、「各独立行政法人について講ずべき措置」を提起した。また、12月7日、「各独立行政法人について講ずべき措置」を含めた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定した。基本方針においては、昨年12月の閣議決定以降、事業仕分けを中心とした事務・事業の一方的見直しに終始した結果、雇用問題について、「独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する」という抽象的表現にとどまり、具体的な検討等が行われたものとなっていないといえる。独立行政法人の見直しについては、2001年4月の制度発足と以降の経過を踏まえ、そして政府関連公益法人についても、法人廃止ありきではなく、国民のニーズに基づく十全な事務・事業の検証と見直し、そして政府の責任による雇用問題への対処が不可欠である。

4. 連合「2011春季生活闘争方針」

連合は、2011春季生活闘争に臨む基本的な考え方について、①「すべての労働者の処遇改善」にむけた2年目の闘いと位置付け、労働条件の復元・格差是正の観点から適正な成果配分を追求する闘争を展開するとともに、運動の社会性を追求する、②すべての組合がすべての労働者を視野に入れ、要求を起こし、配分の歪みを是正、労働条件の底上げを実現する、③この間低下してきた賃金・労働時間、現場力などの復元をはかり、デフレ循環からの脱却・消費の回復によって、活力ある社会への転換、日本経済の展望を切り拓く、④経営者団体ごとに直面する課題の共有化のための労使協議を進め、労使合意が得られた内容については政府を含めた社会的合意形成を図るとともに、国民生活や産業政策観点からの施策展開を求めていく、⑤社会的キャンペーンなどの展開によって、非正規労働者の取組みや配分追求の重要性について、広く社

会へ反映させていくこととしている。そして、5つの共闘連絡会議を中心に、重層的な共闘態勢を構築し、総掛かり体制での取組みを積み重ねるとともに、パート共闘を軸に「非正規共闘」を新たに設置し、さらに「運動の両輪」として政策制度の取組みを推進することで、勤労者全体の雇用・生活条件の課題解決をはかることを提起している。

5. 日本経済団体連合会「2011年版 経営労働政策委員会報告」

2011年1月17日、日本経団連は2011年版経営労働政策委員会報告を公表した。「報告」は、「企業部門から家計部門への好循環の実現が急がれる」と指摘し、企業収益の改善を雇用や消費の拡大につなげる努力を促してはいるものの、法人課税の実効税率引下げにより菅総理が雇用や家計の配慮を求めたにもかかわらず、「日本企業の内部留保は国際的に見て十分とは言いがたい」との企業収益優先主義に止まっている。また、「定期昇給の維持に焦点を当てた賃金交渉を行う企業が大半を占めると見込まれる」として、定期昇給の維持を容認する姿勢を示す一方で、賃金など労働者側への配分総額の引上げ、非正規労働者の待遇改善について否定的な立場を明らかにしているなど、企業の社会的責任を放棄したミクロの論理に終始している。

II 取組みの基本的考え方

政権交代から1年4ヵ月、そして衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」の再現等、複雑かつ困難な政治情勢のもと、民主党を中心とする政権への対応と関係について、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関係公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、改めて、自民党を中心とするこれまでの政権との関係とは異なる有意義な労使関係を構築することを求める。そして、2011春季生活闘争を公務・公共サービスのあり方をはじめとした日本社会の将来を創造する活動として、正念場となる第177通常国会期における公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革の推進を最重要課題と位置付け、第一にすべての公共サービス労働者の生活の確保と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 賃金の維持・復元、非正規労働者の労働条件改善、ワーク・ライフ・バランスの実現の取組み

連合は、「具体的な労働条件の要求と取組み」について、マクロ的観点から、すべての労働組合が1%を目安に賃金を含め適正な配分を求めていくことを基本に、①賃金をはじめとする労働条件引き上げ、②非正規労働者の労働条件改善の取組み、③規模間格差の是正、中小の取組み、④男女間の賃金格差是正と均等法の定着・点検の取組み、⑤ワーク・ライフ・バランス実現のための取組み、⑥ワークルールの取組みなどを提起している。

公務労協は、これらの方針に基づく具体的な取組みを推進する。とくに各構成組織は、公共サービス基本法第11条が、公務員か民間労働者かを問わず、あるいは雇用・任用形態に関わりなく「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対する努力義務を課していることを踏まえ、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善をはかるため、2011春季生活闘争における労使交渉課題としての取組みを深化する。

2. 2011年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

小泉政権以降継承されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加は、もともと市場経済が作り出したことであり、市場に任せていても解決は期待できない。また、2008年秋以降の世界的な経済危機により明らかになった雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さに対しては、現物（サービス）給付の重視を前提とした公共サービスの再構築が不可欠である。公務労協は、2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、2011年春季生活闘争以降、公共サービス基本条例の制定の取組みに重点を置いた活動の具体化をはかる。

(1) 公共サービス基本条例の制定に向けた対応

地方自治の本旨に基づくとともに、多くの公共サービスが地域そして自治体に基盤を置くものであることから、すべての地方自治体において「公共サービス基本条例」を制定することを求める。各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、自治体2・3月議会または6・7月議会において、自治体首長提案または地方連合会組織内議員等による議員立法をめざすこととする。また、具体的な取組みを以下により展開する。

① 連合の「2011年度政策・制度実現の取組み方針」において、公共サービス基本

条例の制定を提起するよう要請する。

- ② 2011年統一自治体選挙について、公共サービス基本条例の制定を課題として、組織内外の候補者との連携をはかる。
- ③ 取組みの重点として都道府県単位に4つのモデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）を選定し財政措置を講じる。なお、モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）の募集・選定・財政措置の具体的な内容等は、運営委員会において決定する。
- ④ 「公契約条例と公共サービス基本条例の制定をめざす中央集会」（仮称）を連合の後援により開催する。また、同趣旨・主催によるブロック集会の開催を検討する。
- ⑤ 各都道府県において、地方連合会との連携により、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」を開催する。また、都道府県単位で「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める県民の会」を発足する。
- ⑥ 宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、別記によることとする。

(2) 公共サービス基本法の執行責任を負う政府・自治体等の対応

公共サービス基本法が規定している国及び自治体が講ずべき措置等について、その具体化を求め、公務労協は対政府に、各構成組織は対関係各府省に、地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は対自治体に必要に応じた要請を実施する。

3. 政策制度要求の実現に向けた取組み

①デフレ脱却・消費回復に資する経済対策、②労働者派遣法改正案の早期成立、③中期的な視点に立った最低賃金引き上げの実現、④求職者支援制度（トランポリン型の「第2のセーフティネット」）の確立、⑤有期労働契約の労働者保護のルールについての法整備、⑥公正な取引関係の実現、⑦税制改革、⑧労働基本権の回復など民主的な公務員制度の確立等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

4. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

労働基本権については、1947年に国家公務員法が制定され、1948年に政令201号により争議権が全面禁止、同年の国公法改正により国家公務員について労働三法の適用を除外、これ以降、交渉権における現業と非現業の適用関係の相違はあるものの、1950年に制定された地方公務員法を含め、制約状況が60年余にわたり継続されている。

一方、千載一遇の政治的環境が整ったといえる民主党を中心とする政権発足以降の経過を踏まえ、政府が2010年11月1日の「公務員の給与改定に関する取扱いについて」

の閣議決定において、「国家公務員の給与改定については、次期通常国会に、自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた給与改定の実現を図る」との立場を明らかにし、さらに12月24日には「自律的労使関係制度に関する改革素案」を公表したことに対し、第177通常国会期を焦点として、①消防職員及び刑事施設職員への団結権・団体交渉権の付与、②争議権に係る団体交渉権・協約締結権との一体的解決、③地方公務員の労働基本権に関する国家公務員と同時期の関係法律案の国会提出をはじめILO勧告をみたした労働基本権の確立と、民主的公務員制度改革の実現に係る法制度措置の実現をはかることとする。具体的な対応については、引き続き、連合との連携のもと、別途、公務労協・公務員制度改革対策本部に提起する。

5. 地方分権改革・国の出先機関の見直し、独立行政法人及び政府関連公益法人等の見直し及び行政刷新・事業仕分けへの対応

国の出先機関については、引き続き、総人件費削減の手段としての改革を排除し、政府の責任に基づく当該職員の雇用と労働条件の確保を前提とさせる。具体的には、地方分権改革対策委員会を中心として、当面、「アクション・プラン」に基づく、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するための法整備、直轄道路・河川及びハローワークに係る改革、その他の出先機関にかかる事務・権限の移譲などの検討・具体化への対応・対策を強化する。

独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しについては、12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に至る経過と12.1内閣府大臣政務官交渉を踏まえ、公共サービスの質と雇用の確保を最低限として、行政刷新会議対策委員会を中心に、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした取組みを改めて強化する。なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一对応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とする。

政権交代以降実施されてきた第1弾～第3弾の事業仕分けについて、民主党を中心とする政権との関係を踏まえ、仕分け対象となった事業等に従事する労働組合としての立場と責任等に基づく評価と総括的な議論を実施し、公務労協全体としての集約・議論を行い、今後の事業仕分けに対する方針等を行政刷新会議対策委員会において検討する。また、今後の事業仕分けに対する方針等の具体化については、連合との連携のもと、対政府等の対策を実施する。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組み

(1) 人件費削減措置に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意再構築に全力を

2010年人勧取扱い方針の閣議決定で言及された「人件費を削減するための措置の検討」については、自律的労使関係制度の法的措置と、削減の必要性を含め、合意を前提とした上で交渉・協議に臨む。人事院に対しては、給与構造改革の十分な検証と現給保障の堅持、現行比較企業規模等の堅持を求め、社会的に公正な官民比較方法の確立に向けて取組みを進める。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善を

2011春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善、すなわち所得の維持と生活防衛に軸足を置いた要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とし、政府(当局)・人事院にその実現を求める。

2. 非常勤職員の雇用確保と処遇改善の取組み

(1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員に関わる要求((ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)時間給40円以上の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)新たに整備された育児休業等を含む諸休暇の円滑な取得保障など)を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する格差是正・底上げなどの取組みを全力で進める。

(2) 政府、人事院に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付け、勤務条件等について均等処遇の原則に基づき、常勤職員に適用されている法令、規則を適用することを求めて取り組む。

3. 65歳までの段階的定年延長を中心とした新たな高齢雇用施策の実現に向けた取組み

(1) 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の実現を2011年の取組みの重要課題として位置付け、全力で取り組む。

(2) 政府に対しても、段階的定年延長を公務員制度改革の重要課題として位置付け、人事院の「意見の申出」に基づく法改正に直ちに着手し、関係法案の早期国会提出に向け、われわれと十分交渉・協議、合意することを求める。

(3) 公務労協が求める定年延長の実現に向けて、分かりやすいパンフレットを作成

し、組合員の理解を深める。

4. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多様就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、在庁時間削減の取組み状況を踏まえ、その継続、拡大・深化を含め、超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理、実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。
- (3) 非常勤職員への育児休業、育児時間及び介護休暇の円滑な適用を求めて取組みを進める。

5. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 改定される「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。
- (2) 育児休業及び育児のための短時間勤務の数値目標を設定した男性取得の促進策等の具体化を求める。

6. 退職手当に対する取組み

退職手当については、2011年度に民間企業の退職金調査とそれに基づく見直しが予想されることから、総務省に対し十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて作業を行うよう求める。

7. 統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2011春季生活闘争の統一要求基準(案)を以下のとおりとする。

<2011春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)>

(1) 人件費削減の検討について

人件費を削減するための措置を検討する場合には、自律的労使関係制度を法的に措置した上で、削減の必要性を含め、合意を前提とする十分な交渉・協議を行うこと。

(2) 賃金水準の維持、改善等について

- ① 2011年度の公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(3) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付けることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づき、常勤職員に適用されている法令、規則を適用すること。
- ② 非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。当面、2011年度については、時間給を40円以上引き上げること。

(4) 段階的定年延長を中心とする新たな高齢者雇用施策について

- ① 65歳までの段階的定年延長を中心とする高齢雇用施策を早期に実施すること。また、雇用の確保は最も重要な勤務条件であることから、公務員連絡会と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。
- ② 65歳までの段階的な定年延長に関わる人事院の「意見の申出」に基づく法改正に直ちに着手し、関係法案の国会提出を早期に行うこと。
- ③ 国家公務員制度改革推進本部において、高齢雇用施策を検討する場合には、これらが重要な勤務条件であることを踏まえ、十分に交渉・協議、合意すること。

(5) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを回復し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などをはかること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。
- ③ 非常勤職員への育児休業、育児時間及び介護休暇の円滑な適用に努めること。

(6) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、改正される女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業・育児のための短時間勤務の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

(7) 退職手当について

民間企業の退職金調査及びそれに基づく見直しを行う場合には、十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて作業を行うこと。

V 2011春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員部会（公務員連絡会） 2月17日
- (2) 国営関係部会 3月上旬までに提出

- (3) 民主党を中心とする政権のもとで、公務員の使用者としての政府と公務労協との関係を確立するとともに、公共サービス労働者の生活改善をはかる取組みを推進するため政府・官邸との交渉・協議を実施する。

2. 具体的な取組と行動日程

- (1) 1月26日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 公務員部会・国営関係部会は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (3) 2011年の良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、2月23日に「公契約条例と公共サービス基本条例の制定をめざす中央集会」（仮称）を連合の後援により開催する。
- 各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携により、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」を開催する。また、集会に連動して地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する。
- 宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、＜別記＞によることとする。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（J P 労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

VI 2011春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を8,500,000円とし、各構成組織ごとの具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。

<別記>

2011年公共サービスキャンペーンの春季生活闘争期等
における具体的な取組みについて（案）

1. 活動期間

2011年2月～7月とする。

2. 具体的な取組み

(1) 中央集会の開催

① 名 称 「公契約条例と公共サービス基本条例の早期制定を求める中央集会」
(仮称)

② 日時・会場 2月23日・ルポール麴町

③ 主 催 公務公共サービス労働組合協議会
NPO事業サポートセンター

④ 後 援 連合

(2) ブロック集会の開催

中央集会と同趣旨・主催等によるブロック集会の開催を検討する。

(3) 各都道府県における活動等

① 活動期間 2010年3月～7月

② 活動内容等

ア、各都道府県における活動等

○ 公契約条例、公共サービス基本条例の制定に向け、継続かつ広範な関係者を結集した取組みを講じていく必要から、その主体として、地方連合会、地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会、地方議員、NPO関係者、市民などで構成する「県民の会」（名称については、各都道府県における公契約条例、公共サービス基本条例の取組み状況等を留意のこと）を2～4月に発足する。

○ 2・3月議会、6・7月議会における公契約条例、公共サービス基本条例の制定をめざし、地方議員などを中心とした学習会や対自治体要請、都道府県単位のシンポジウム・集会を開催する。

○ 公務労協は、各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会に対し、活動支援金20万円を支給する。

イ、モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）における活動等

○ モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）は、公契約条例、公共サービス基本条例の制定に向けた積極的な取組みを進める。また、すべての地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）が取組みの参考とするため、モデル地方公務

労協（地方連合会官公部門連絡会）における活動を集約した実践集の作成等を検討し、取組みの共有化と社会的な世論形成をはかる。

(4) 広報宣伝活動

① リーダー向けプレゼン資料の作成

公共サービスをめぐる今日的な諸情勢についての認識を深めるとともに、地域主権改革などをあわせて、各自治体において質の高い公共サービスを保障するために必要不可欠となる公契約条例や公共サービス基本条例を制定する意義について、自治体関係者や地方議員に対し説明する資料（パワーポイント資料等）を作成する。

なお、資料については、各地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）毎に、1月下旬を目途に配布（配布数は未定）する。

② リーフレットの作成

市民にもわかりやすく、情報量が豊富なキャンペーン用の広報物として、リーフレット（A4サイズ、4P）を全体で25万部程度作成し、各地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）に2月中旬を目途に送付する。

③ 社会的な理解を広げる取組み

公務労協ホームページの充実（各地の取組みの紹介やリーフレット・プレゼン資料などを掲載）をはかるとともに、一般紙・行政関係等向け「業界紙」での紹介等を検討する。

3. キャンペーン活動の日程等（2011年1月～7月）

月	公務労協諸会議等	活 動 等
1月	20 第3回拡大運営委員会 25 第12回代表者会議 26 地方代表者会議 ※ 方針、プレゼン資料説明 ※ モデル地域募集	下旬 プレゼン資料発送等
2月	23 中央集会 17 第4回拡大運営委員会 ※ モデル地域決定	14 中旬 モデル地域募集締切 リーフレット発送等
3月 7月		ブロック集会の開催

「県民の会」
「都道府県単位のシンポジウム・集会」
「議会対策」
↓